

【R6.3.14】新宿区介護保険制度改正等説明会 質問一覧

※質問は、主旨を損なわない範囲で修正してありますのでご了承ください。

※令和6年4月24日現在の情報で回答していますので、その後のQ&A等により、新たな取扱いが示される可能性があることにご留意ください。

※最新情報は、厚生労働省ホームページ「令和6年度介護報酬改定について」で確認してください。下記の「回答の根拠法令等」にある法令も掲載されています。

質問項目		質問内容	回答欄	回答の根拠法令等	備考
資料名	ページ				
令和6年度介護報酬改定における改定事項について 【居宅サービス系事業所における身体的拘束等の理由等の記録について】	P52	居宅サービス系事業所において身体拘束をやむを得ず行う場合の理由等の記録は、ケアマネジャーがケアプラン等に記載すれば足りるか。	居宅サービス系事業所において、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを行い、具体的内容を記録しておく必要があります。ケアマネジャーがケアプランに記載するだけでは足りません。	・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第199条第7号 ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について第3 十一 3 (3) ⑤	
令和6年度介護報酬改定における改定事項について 【福祉用具貸与・特定福祉用具販売 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制について】	P59	①一部の福祉用具に係る貸与・購入の選択制について、取り扱いの開始は4月からという認識でよいか。 ②購入後の体調変化等による同種目の再購入、もしくは貸与への切替は可能か。	①施行日は、令和6年4月1日です。 なお、施行日以前より対象福祉用具を貸与している利用者が、4月1日以降に販売を希望する場合は、販売を選択することができます。 ②再購入については、当該福祉用具が破損した場合や、利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合、その他特別の事情がある場合で、市町村が認めた場合に給付対象となりますので、介護保険課給付係へご相談ください。 また、貸与に変更することも考えられます。	①について ・令和6年度介護報酬改訂に関するQ&A(vol1) 問99・181 ②について ・介護保険法施行規則第70条第2項 ・令和6年度介護報酬改訂に関するQ&A(vol1) 問98	
令和6年度介護報酬改定における改定事項について 【認知症チームケア推進加算について】	P57	認知症チームケア推進加算は、対象となる個人に対する加算か、要件を満たしている事業所への体制加算なのか。	認知症チームケア推進加算が算定できるのは、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設及び施設サービスです。厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、指定権者に届出を行った場合に、BPSDの予防等に資する取組を実施している「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者※」を加算対象者として算定できるものです。 ※日常生活自立度ランクⅡ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ	・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 別表5 リ ・認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について ・令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2) 問3・問8・問9	

<p>令和6年度介護報酬改定における改定事項について</p> <p>【管理者の兼務について】</p>	<p>P119</p>	<p>今回の改正前は、居宅介護支援の管理者と訪問介護の管理者の兼務は同一敷地内（又は隣接している）の事業所でないといけない認識であったが、改正により、当該事業所の管理業務に支障がない場合は管理者を兼務できるという認識でよいか。</p>	<p>全サービスにおいて、管理者は同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても兼務が差し支えないことが明確化されました。しかし、管理に支障がない場合に限ることに変更はありません。支障がある場合については、右記の「基準について」で確認してください（サービス毎に内容は異なりますので、兼務を検討する全てのサービスについて基準を確認してください。）。また、管理者が果たすべき責務の具体的内容は、右記のガイドラインに説明されていますので、併せて確認してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第3条第3項等 ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について第22(2)等 ・ 令和6年度介護報酬改訂に関するQ&A (vol.1) 問184 ・ 介護事業所・施設の管理者向けガイドライン 	
<p>第9期介護保険事業計画等について</p> <p>【介護予防支援事業所の指定について】</p>	<p>P1</p>	<p>改正にともない、指定の届け出を出す必要があるか？自動的に居宅介護支援事業の指定があれば予防支援も指定となるのか？</p>	<p>介護予防支援の指定を希望される場合、指定申請を届け出て頂く必要があります。介護保険課推進係指定担当までご連絡ください。</p>	<p>介護保険法第115条の2第1項</p>	<p>左記条文に、「指定は、（中略）指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに行い、（後略）」とある。</p>
<p>令和6年度介護報酬改定における改定事項について</p> <p>【新介護職員等処遇改善加算の算定要件について】</p>	<p>P107</p>	<p>新しい介護職員等処遇改善加算の算定要件を詳しく知りたい。</p>	<p>令和6年6月1日からの新介護職員等処遇改善加算の要件については、上記の厚労省ホームページにある「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」、「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第1版）」及び「同（第2版）」に詳しく説明されているので確認してください。なお、新加算を算定するに当たっては、期日までに指定権者に、体制等状況一覧表等及び処遇改善計画書等の提出が必要です。</p>	<p>介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について、介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第1版）、同（第2版）</p>	